

報告第23号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	6. 8. 19	円 94,600	令和6年5月9日、川崎区で、本市職員が浄化槽の清掃作業中、本市大型浄化槽車のホースが、被害者所有の浄化槽のポンプの部品を吸引し、破損させたもの
2	環境局	6. 10. 1	円 2,018,713	令和6年2月20日、川崎区で、本市小型ごみ収集車が、転回しようとした際、右後方から走行してきた被害者運転の原動機付自転車が、衝突を避けようとして転倒し、被害者が負傷し、及び被害者所有の原動機付自転車等が破損したもの
3	こども未来局	6. 8. 19	円 16,511	令和6年5月7日、高津区で、信号待ちのために一時停止しようとしていた本市軽自動車が、左側車線からはみ出してきた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
4	港湾局	6. 8. 2	円 52,690	令和6年5月17日、川崎区で、本市軽自動車が、給油をしていた際、誤って発進したため、被害者所有の給油ホースを破損させたもの

5	宮前区役所	6. 8. 19	円 297,649	令和6年6月7日、宮前区で、本市道路パトロール車が、車線変更しようとした際、左後方から走行してきた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
6	健康福祉局	6. 10. 1	円 402,270	令和6年5月16日、かわさき北部斎苑で、枯れていた樹木が倒れ、隣接する被害者所有の塀の有刺鉄線等を破損させたもの
7	建設緑政局	6. 8. 22	円 367,004	令和6年3月29日、麻生区で、隣接する建設緑政局管理地の樹木の枯れ枝が落下し、走行中の被害者所有の普通自動車を破損させたもの
8	建設緑政局	6. 9. 24	円 165,000	令和3年3月17日、水路機能を有しなくなったとされる土地の売払いに係る事前調査の依頼に対して、本市職員が、当該土地が水路機能を有しないものと誤認して当該土地の売払いが可能である旨を回答したため、被害者が、売払いを受けることができるものと誤信して、不要な測量費用を支払うこととなったもの
9	建設緑政局	6. 10. 2	円 149,697	令和5年9月6日、川崎駅中央通路で、被害者が歩行中、視覚障害者誘導用ブロックの破損により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
10	宮前区役所	6. 8. 11	円 608,720	令和6年4月1日、宮前区で、本市職員運転の自転車が当該駐車場に進入した際、車止めに接触して転倒し、駐車していた被害者所有の小型自動車に接触する等して、破損させたもの
11	麻生区役所	6. 10. 10	円 247,500	令和6年3月27日、王禅寺どんぐり山緑地で、本市職員が竹の伐採作業中、当該竹が倒れ、隣接する被害者所有の建物の雨どいに当たり、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	2.6.18	中原区内 都市計画 道路荻宿 小田中線 (Ⅲ期) 道路築造 (立体交 差化)工 事	横浜市神奈川区金港町7 番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 3,103,283,700 円	契約金額 3,125,320,000 円	6.9.27	工事進捗 に伴い施工 数量及び設 計数量の精 査をしたと ころ変更が 生じたため、 契約金額の 変更を行う もの
22	5.3.17	(仮称) 多摩区保 育・子育 て総合支 援センタ ー新築工 事	川崎市川崎区本町2丁目 7番地1 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇	契約金額 773,042,600 円	契約金額 795,900,600 円	6.10.9	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に 基づく請負 金額の変更 及び建物本 体工事の仕 様変更によ り施工数量 の変更が生 じたため、 契約金額の 変更を行う もの

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	6.10.17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料192,464円、延滞金及び令和6年7月11日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月31,200円の支払を求めもの
2	6.10.17	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料384,451円、延滞金及び令和6年7月11日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月20,000円の支払を求めもの
3	6.10.17	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和6年8月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月34,600円の支払を求めもの